

インサイト

税務規則のアップデート

Index

所得税21条の変更

所得税23条の変更

「超」奢侈品にかかる税

新CFC規則

インドネシア人の海外労働にかかる所得税

外国企業の株式売却にかかる税金

特定産業の減価償却/償却

支店利益課税(ランチプロフィット)

非課税所得

所得税25条の予納

VAT 還付の手続き

税務調査に関わる封鎖処置



サンセットポリシーの更なるニュース

回状S-11/PJ./2009号を通じて、国税総局はサンセットポリシーにかかるもう一つの規則を発行しました。この回状は2009年1月及び2月に納税者番号(NPWP)を取得した納税者は2008年度中にNPWPを自主的に登録した者と同様に取り扱われる旨の確認を提供しています。従って、2009年1月及び2月にNPWPを取得した者も、サンセットポリシーの権利があり、2009年3月31日までに、2007年及びそれ以前の確定申告を提出することが認められます。

今号のタックスインサイトでは2008年改定所得税法の更なる実施基準として発行された幾つかの税務規則の要点をまとめています。

所得税21条の変更

所得税法の21条は仕事の対価として従業員によって受領される報酬に関する、もしくは税務上の個人居住者によって行われるサービスやその他の活動に関連するその他の支払いに関する源泉所得税について規定しています。税務上の非居住者とみとめられる個人が受領する報酬に関して、源泉徴収税は所得税法26条に規定されています。新たに発行された規則は下記のとおりです。

- ▶ 個人によって提供される仕事、サービス、及び活動に係る所得税21/26条の源泉、送金、及び申告に対する指針に関する2008年12月31日付け財務省(MOF)規則 252/PMK.03/2008号
- ▶ 控除可能な職業控除及び年金控除に関する2008年12月31日付け財務省規則 250/PMK.03/2008号
- ▶ 非正社員の非課税所得に関する2008年12月31日付け財務省規則 254/PMK.03/2008号

変更点を要約しますと以下となります。

- ▶ 新財務省規則は、所得税21条の対象となる収益受領者の広範な定義を提供しています。定義には従業員、従業員手当て／年金の受領者、非従業員、イベントの個人参加者が含まれます。正社員の定義には契約に基づいて所定の期間働くフルタイム従業員が含まれます。非正社員は日数基準もしくは雇い主から依頼された製造／発送／完了に基づいて収入を獲得する者を含むと定義されています。非従業員は専門職(例えば、弁護士、会計士、建築士、医者、公証人、コンサルタント、鑑定士及び保険数理人)、音楽家、及び貿易財の売人等を含む仕事、サービス、及び活動の対価として得られる報酬を稼ぐ者です。
- ▶ 所得税法21条パラグラフ(2)に規定されている源泉税を控除する責任のない雇用主の基準が、家事やその他のビジネスに関連しない業務のみを行う雇用で、ビジネスもしくは独立サービス(*pekerjaan bebas*)を行わない個人を含むように拡大されました。
- ▶ 専門家によって受領される収入にこれまで適用されていた、特定のみなし純所得にかかる15%の源泉税率(実効税率は7.5%)は規則には規定されておりません。個人の累進税率がこれらの専門家に適用されます。
- ▶ 一括で支払われる解雇手当、適格年金償還、養老保険(JHT/THT)にかかる税金は別途財務省規則によって規定されます。

所得税23条の変更

先の号にて概要説明したように、2008年新所得税法で、家賃、技術支援サービス、マネジメントサービス、建設サービス、コンサルタントサービス、及びその他のサービスに関するフィーに対して(所得

- ▶ 所得税法で概要説明されているとおり、納税者番号(NPWP)を保有しない個人は「通常の税金」より20%高い源泉徴収税の対象となります。この場合、各個人がNPWPを登録した後に、登録前の所得に課せられる増額分は登録後の数ヶ月の支払い税額と相殺することができます。
- ▶ 21条所得税債務を計算する根拠として機能する課税基準は三つの異なる区分に分類されます。
 - a) 課税所得(課税最低額控除後所得/PTKP)
 - b) 総所得、及び
 - c) 累積純所得

従業員がNPWPを保有しており、報酬が彼／彼女の唯一の収入である場合は、PTKP(非課税所得)の控除が一暦年内の一雇用主から継続的に所得を受領する非従業員に適用されます。

- ▶ 12月もしくは税金源泉者に対して働かなくなる従業員の最後の月の未払い21/26条所得税は、一会計年度または会計年度の一部の課税所得にかかる未払い所得税と該当会計年度に渡って源泉された所得税21条の違いです。
- ▶ 非課税所得は所得税法の4条(3)(i)で規定される各種奨学金を含むように拡大されました。
- ▶ 規則はまた、源泉税が企業や政府によって負担される場合は、当税金に関連する費用は現物給付とみなされると規定しています。従って、雇用主が現物給付を所得税21条の対象として取り扱うことを必要としている場合(すなわち、所得が最終税の対象となる雇用主)を除いて、一般的に当税金は21条所得税の対象となりません。
- ▶ 正社員の職業控除額は総所得の5%に据え置かれています。控除額の最高額が月IDR500,000もしくは年IDR6,000,000に引き上げられています(従来は月Rp108,000、年IDR1,296,000)。年金控除可能額は総年金所得の5%で、最高額は年IDR2,400,000もしくは月IDR200,000に引き上げられています(従来は年IDR432,000、もしくは月IDR36,000)。

税務上の個人非居住者によって受領される報酬に適用される、26条源泉徴収税の税率は20%に据え置かれています。明らかに、適用される租税条約のもとでの税額の軽減が優先されます。

所得税法21/26条の源泉、送金、申告に関する更なる指針は、国税総局(DGT)によって規定されます。

税21条の対象となるものを除く)、新しく2%の固定レートの適用が導入されました。

これに従って、2008年12月31日に、財務省は所得税法の23条パラグラフ(1)c2号に規定されているサービスの種類に関する実施規則 244/PMK.03/2008号を発行しました。以前は、これは2007年4月9日付け国税総局規則 70/PJ/2007号によって規定されていました。

財務省規則による、2%の源泉税の対象と他のサービスは、下記のサービスに関連する所得に適用されます。

- ▶ 鑑定サービス
- ▶ 保険数理サービス
- ▶ 会計サービス
- ▶ デザインサービス
- ▶ 石油及びガス鉱業の掘削サービス(恒久的施設によって提供されるサービスを除く)
- ▶ 石油及びガス鉱業のサポートサービス
- ▶ 石油及びガス以外の鉱業の採掘サービス及び採掘業のサポートサービス
- ▶ 航空及び空港サポートサービス
- ▶ 伐木サービス
- ▶ 廃棄物処理サービス
- ▶ 人材供給(アウトソーシング)サービス
- ▶ 仲買/仲介サービス
- ▶ KSEI、KPEIもしくは証券取引所によって行われる以外のコマースペーパーの取引に関連するサービス
- ▶ KSEIによって提供される以外の証券保管/受託/取扱いサービス
- ▶ ダビングサービス
- ▶ フィルムミキシングサービス
- ▶ 修繕維持を含むコンピューターソフトウェアに関連するサービス
- ▶ 非建設会社が提供する設置/組立てサービス
- ▶ 非建設会社が提供するメンテナンス/修繕サービス

- ▶ 委託製造サービス
- ▶ 調査及び警備サービス
- ▶ イベント主催サービス
- ▶ 梱包サービス
- ▶ 広告のためのマスメディア、アウトドアメディア、もしくはその他のメディアでの場所や時間枠のレンタル
- ▶ 害虫駆除サービス
- ▶ 清掃サービス
- ▶ ケータリングサービス

建設サービスは所得税法23条の源泉税の対象となるサービスにはもはや含まれておりません。前号で概要説明した通り、建設サービスは、政令 51/2008号によって最終所得税の対象となっています。

2008年所得税法に関連して、規則は、収益の受領者がNPWPを保有していない場合、100%の増加源泉税率が適用される旨規定しています。

財務省はシャリア(イスラム法)に基づくファイナンスを含む、債権者、及び/又は、金融業者としての機能の企業事業体によって稼がれるファイナンシャルサービスからの収入に関する規則 251/PMK.03/2008号を発行致しました。当該規則は利息もしくはその他の報酬の形で、前述の金融会社によってうけとられた収入は、金融機関が下記のとおりである限り、所得税法23条の源泉徴収税の対象にはならないと規定しています。

1. 財務省から認可され金融活動の実施する、ノンバンク系企業、及びノンバンク系金融機関の形をとる金融会社
2. PT (Persero) Permodalan Nasional Madaniを含む零細/中小企業や共同組合に融資を提供する目的で設立された国有企業もしくは地方政府保有企業

- ▶ 建坪500㎡以上の場合でIDR100億以上価値の土地及び建物
- ▶ 価値がIDR100億以上、及び/もしくは、面積が400㎡以上の場合のアパート、コンドミニアム、及び、類似のもの
- ▶ 価値がIDR50億以上のセダン、ジープ、SUV、MPV、ミニバスその他類似のもので、排気量3,000cc以上の10人以下の定員の車両

購入者の税金の前払いとして徴収された税金は、支払うべき年次所得税額から控除することができます。これに関連して税金徴収を行う事業体は税金徴収の証憑の提供が求められます。

または該当国によって確定申告の提出期限が定められていない場合、期間は各会計年度末から7ヶ月となります。

当該インドネシアの納税者は配当が獲得されたとみなされる年の確定申告で配当所得を報告しなければなりません。

1994年の規則と同様に、外国企業の払込株式に最低でも50%の資本投資を行っている、もしくは、他のインドネシア納税者と合計

「超」奢侈品にかかる税

財務省は「超」奢侈品の取引にかかる所得税を源泉することを特定の納税者に要求する旨を規定した2008年所得税法22条のパラグラフ1(c)で導入された新規則の実施規則として規則(PMK.253/PMK/03/2008号)を発行しました。

規則によれば「超」奢侈品に分類される商品を販売する法人納税者は下記商品の販売に際し、購入者から5%の税金を徴収することが要求されています。

- ▶ IDR200億以上の購入価格の自家用機
- ▶ IDR100億以上の購入価格のヨット

新CFC規則

1994年まで遡るインドネシアのCFC規則は無効になり、新しい一連の規則が2008年12月31日付け財務省規則 256/PMK.03/2008号の発行を通じて導入されました。

この規則はインドネシアの納税者は各年度の海外の子会社の確定申告の提出期限から4ヶ月以内に海外の非上場企業への株式投資からの配当を受け取ったとみなされるという原則を設定しています。もし、海外の会社が年次確定申告の提出が要求されていない、

で各外国企業の払込株式の最低でも50%の資本投資を行っているインドネシアの納税者に上記が適用されます。もし、投資国によって徴収される税額がある場合、外国税額控除を適用できます。国税総局は税の申告及び計算の仕組みのみならず、外国税額控除の申請の仕組みに関する規則を発行する権限を付与されています。

1994年の規則は規則の中で指示されたルールが適用されるべき投資先国(32カ国)のリストを含んでいます。リストに記載されてい

るほとんどの国は“タックスヘイブン”国として知られています。1994年の規則とは異なり、2008年の規則はそのようなリストを含んでおりません。従って、このルールが例外なく、いかなる国への投資にも適用されるという意図であるようです。

インドネシア人の海外労働にかかる所得税

2009年1月中旬に国税総局によって発行された規則はインドネシア人労働者の海外での労働により獲得された所得にはインドネシアにおいて課税されない旨規定しています。免除のために規則に設定された条件は収入が雇用国で既に税金の対象となっていること、及び、各労働者がインドネシアの外で12ヶ月の間に183日以上働いていることです。規則はそのような取扱いは労働者がインドネシアの税法で税務上の非居住者として取り扱われるためと示

ています。

しかしながら、普及している規則に従いますと、労働者によって獲得もしくは受け取られたインドネシアからの所得はインドネシアの税金の対象のままとなっています。規則がそのような労働者を非居住者として扱うことを考慮すると、非居住者への税金は彼らのその他の収入に適用されるのか否かの疑問が残ります。

外国企業の株式売却にかかる税金

財務省はインドネシアの企業もしくはインドネシアの外資系企業の恒久的施設と特別の関係性を有するタックスヘブンの域内に設立もしくは存在しているトンネル会社もしくは特別目的媒体(SPC)の株式の売却もしくは移転に対するインドネシア所得税の影響を規定する2008年所得税の paragraph 3(3)の18項で導入された新しいルールの実施規則を発行しました。条項によると、そのような取引はインドネシアの企業もしくは恒久的施設の株式の売却もしくは移転とみなされます。

規則はもし株式の売却者がインドネシアと租税条約を有する国の税務上の居住者である外国人である場合、租税条約の規則が上記に代わる旨認めています。この点で、インドネシアが取引に税金を課す権利を有している場合のみ控除が適用されます。

これに引き続き、2008年12月31日に発行された規則(規則258/PMK.03/2008号)は取引に適用されるインドネシアの所得税が総販売価格の5%になると規定しています。5%のレートは実行税率を表しています。5%のレートは総販売価格の25%とみなされる販売からの収益へ所得税法26条のもと20%のクロスボーダー源泉所得税の適用から派生しています。

この5%の税金は購入者がインドネシアの税務上の居住者である場合は、購入者によって控除されます。しかしながら、もし購入者がインドネシアの税務上の非居住者である場合、当該義務は株式が移転されたとみなされたインドネシアの会社に帰属します。この場合、規則はインドネシアの会社に、販売もしくは移転された株式の移転を登録することを求めています。

規則は、「タックスヘブン」と考えられる国の更なる詳細や示唆は提供していません。従って、この言葉は異なる解釈を生じます。

特定産業の減価償却／償却

林業、プランテーション、及び農業の分野に従事する納税者の資産の減価償却及び償却のための一連の新規則が先日、導入されました。これらは、規則248/PMK.03/2008号、及び249/PMK.03/2008号によって導入されました。この規則は2009年1月1日より適用されます。

いう単語は(1)林業のための木材植物、(2)プランテーション業の農作物プランテーション(3)農業のための家畜をしめしています。この規則によると、上記の有形固定資産の減価償却は商業生産が始まる月に開始されます。償却のルールと同様に、これは販売開始の月を示します。有形固定資産のコストは購入費用、養育、栽培の費用を含みます。この単語は関連人件費を含みません。従って、会計と税務の減価償却の目的で費用の矛盾が生じるかもしれません。

規則248/PMK.03/2008号によると、無形固定資産もしくは他の支出から発生するコストの償却はコストが発生した月、もしくは商業生産が開始された月から行われます。商業生産は販売が開始された月によって示されます。

規則は商業生産の月からの償却／減価償却のために国税総局からの承認の取得の要求は示唆していません。

同一の納税者の有形固定資産の減価償却のルールは249/PMK.03/2008号によって提供されています。有形固定資産と

ブランチプロフィットタックス(支店利益課税)

インドネシアにある外資系企業の支店もしくは恒久的施設の本国送金利益にかかる税に関連する新しい規則が財務省によって発行されました。この2008年の規則(規則257/PMK.03/2008号)に設定されたルールは無効にされた規則(すなわち財務省通達113/KMK.03/2002号)の下でのルールと基本的に類似しています。

利益の送金にかかる税金(ブランチプロフィットタックス)は支払法人所得税控除後の恒久的施設の課税所得の20%です。通常通り、該当租税条約で提供されている税率が優先されます。

利益がインドネシアで再投資される場合、このブランチプロフィットタックスの免除が適用できます。この目的で、再投資はこの目的で設立されたインドネシアに存在する会社に創設株主として株式投資の形式で行われなければなりません。再投資は利益の発生した同じ年度もしくは少なくとも一年以内でなければなりません。更に、この新会

社は設立の日から少なくとも一年間は設立証書に沿ったビジネス活動を活発に行わなければなりません。また、新会社が商業生産を始めてから2年以内は投資の移転があってはなりません。再投資の際には、各年度の収入の法人確定申告と一緒に通知書を税務署に提出しなければなりません。

上記のいずれかの条件を満たさない場合、ブランチプロフィットタックスは発生年度から支払うべきものとみなされます。この税金は関連する罰金と共に、税務署によって徴収されます。

規則は実質上の最終税となる所得税の対象となる恒久的施設(例えば外資系建設会社の駐在員事務所等)のブランチプロフィットタックスの計算の基礎を提供しています。この規則によると、ブランチプロフィットタックスは最終所得税を控除した後の会計上の利益を調整した税金から発生する金額を基に計算されます。

非課税所得

245/PMK.03/2008号 - 2008年12月31日

非課税補助金の受領者

非課税所得は所得税法4条パラグラフ3(a)を参照しています。規則によると、下記から受け取った補助金は非課税とみなされます。

1. 直系の一等親の同一の血族である家族(例えば親と実の子)
2. 非収益宗教団体
3. 非営利教育活動を行う教育団体
4. 医療サービス、老人施設、孤児院、ホームレス及び障害者の介護、災害復興サービス、奨学金、環境保護、及びその他の社会活動を提供する非営利活動の財団法人や共同組合を含む社会団体
5. 総資産がIDR500百万以下(事業所のため保有する土地建物は含まない)もしくは年間売上IDR25億以下の小規模生産業を営む個人

当事者間のビジネス、仕事、所有もしくは支配とは関係なく、助成金が提供された場合、当該免税が適用されます。

認定された助成金の免税の受益者は譲与者の簿価で与えられた資産を認識しなければなりません。

246/PMK.03/2008号 - 2008年12月31日

非課税所得の奨学金

この規則で提供されている免税は所得税法4条パラグラフ3(1)に関連しています。この場合、インドネシアの初等教育(*pendidikan dasar*)、中等教育(*pendidikan menengah*)、高等教育(*pendidikan tinggi*)のために、インドネシアの納税者からインドネシア国民によって受領される授業料、試験、調査(課外授業関連)、書籍、及び/もしくは、生活費からなる奨学金の形式の収入は非課税所得とみなされます。受領者が贈与納税者のオーナー/監査役/取締役/経営陣と特別な関係を有する場合、免除は適用されません。

247/PMK.03/2008号 - 2008年12月31日

社会保障機関からの非課税寄付金

この規則によって提供されている免税は所得税法4条パラグラフ3(n)に関連しています。この場合、JAMSOSTEK、TASPEN、ASABRI、ASKES、及び/又は、下記を受領者への社会保障の目的で設立されたその他の機関によって支払われる寄付金は非課税所得とみなされます。

- a. 貧困とみなされる納税者もしくはその社会の一員(貧困という単語はインドネシア統計局もしくはBPSによって設定された基準を指します)
- b. 地震、津波、火山の噴火、洪水、干ばつ、ハリケーン、及び地滑りからの災害回復に関係している納税者もしくは社会の一員
- c. 予測不能な生死にかかわる事故による危機に関係している納税者もしくは社会の一員

所得税25条の予納

2008年12月31日、財務省は所得税25条(法人所得税の月次予納)に関する規則255/PMK.03/2008号を発行しました。この規則は財務省財務省通達522/KMK.04/2004号、及び84/KMK.03/2002号によって提供されていた一連のルールを無効にします。

2008年規則のほとんどの部分は旧規則で提供されていたものと同様です。下記のような、多少の変更が導入されました。

特定の個人事業主納税者

売買活動営む個人事業主の25条の所得税は月次総売上の0.75%です。上記が適用される個人は住居の場所とは異なるいくつかの事業場所もしくは事務所を有する者です。実施規則が国税総局によって別途提供される予定です。

上場企業

中間財務諸表の提出が求められる上場企業に関して、25条の所得税は、前年度の前払税金(すなわち所得税22条、23条、及び2

4条)の控除後、直近の中間財務諸表に従った税務調整後の会計上の利益に対し所得税率の適用によって得られた金額の12分の1として計算されます

VAT 還付の手続き

VAT/奢侈税(STLG)の過払いに対する還付申請の新しい手続きが2008年12月16日付けの新規則(規則 PER-48/PJ/2008号)の発行を通して、国税総局により導入されました。この規則は過払いVATとSTLGの支払いの期限と還付の手続きに関する規則 PER-122/PJ./2006号を無効にします。

この新規則によれば、2009年1月1日以降に提出されたVAT/STLGの還付申請は該当のタックスインヴォイス、及び/又は、タックスインヴォイスの代わりと考えられる書類を添付することのみが必要となります。特定の基準のもと課税事業者として認定された限られた納税者には上記に記載した書類の提出が要求されないという例外が適用されます。しかしながら、もし納税者が特定の基準の課税事業者として規定される前の期間のVAT過払残高の繰越を含む還付VATがある場合、当該期間に関連する書類は依然として提出される必要があります。

タックスインヴォイス(もしくはタックスインヴォイスの代わりとなる書類)は還付申請と一緒に、もしくは申請書の提出から1ヵ月以内に行うことが可能です。

もし、税務署が書類(タックスインヴォイスもしくはタックスインヴォイスに代わるその他の書類)が十分でないと考えた場合、追加書類の要請が発行されます。要請された書類は1ヵ月以内に提供されなければなりません、さもなければ、還付申請は有効な書類のみに基づいて行われることとなります。

一ヶ月の期限の後に提出された書類は税務調査、異議申し立て、税務裁判で考慮されません。

この段階で要求されている書類はタックスインヴォイスもしくはタックスインヴォイスの代わりの書類のみのようです。PER-122/PJ./2006号では、還付申請から1ヵ月以内に提出されなければならない書類は、時として煩わしくなる還付に関係する

と考えられる全ての書類でした。(例えば、コマーシャルインヴォイス、合意書、会計書類等) 新規則の下では、その他の書類はタックスインヴォイスの妥当性の検証のため、後日税務署に提出が必要となるかもしれません。これは税務調査方針のもとで規定される予定です。

還付申請の決定は税務調査が行われた後、申請の完全な受領から12ヶ月以内に発行されなければなりません。特定の基準下の課税事業者への期限は、1ヵ月です。特定の基準での課税事業者に関しては、即時の税務調査はありません。しかしながら、国税総局は依然、税務調査を実施することができ、後日査定書を発行することができます。この場合、税務調査での修正の結果から生ずるいかなる過少払税金も過少払税金の100%の行政処分金と共に国税総局によって徴収されます。

2009年1月1日以前に提出されたVAT還付申請は旧規則に従って処理されます。

税務調査における封鎖処置

2008年12月31日付け、国税総局規則 PER-54/PJ/2008号は下記の環境下で実地税務調査のために納税者の敷地の一部を封鎖する権利を税務調査官に付与しています。

- a) 納税者もしくはその代理人が事業活動の兆候を提供し得る、電子処理会計データ、もしくはオンラインアプリケーションソフトを含む、帳簿もしくは記録/書類の保存のために使用されている場所、部屋、もしくはその他の疑わしき所有物に立ち入る機会を税務調査官に提供しない
- b) 納税者もしくはその代理人が電子管理データへのアクセスもしくは特定の所有物の公開を拒否する
- c) 納税者もしくはその代理人、もしくは納税者の代理として行動する権威を有する者が敷地内において都合がつかず、従って、延期になる前に税務調査を保全する必要があるとみなされる

- d) 納税者もしくはその代理人、もしくは納税者の代理として行動する権威を有する従業員が税務調査過程での支援の提供を拒絶する

封鎖された部屋もしくは所有物は封印紙によって記し付けられ、これは二人、内一人は必ず調査を受ける納税者か、その代理人もしくはその従業員によって立ち会われます。立会人は封鎖調書にサインする必要があります。立会人が調書へのサインを拒絶する場合、税務調査官は拒絶と理由の記載を調書にすることが求められます。

もし、各納税者もしくはその代理人が封鎖の日から6日以内に場所もしくは部屋の公開や立ち入りを税務調査官に許可しない場合、納税者は税務調査を拒否もしくは税務調査の過程の支援を拒絶したものとみなされます。従って、それは税法に規定されている特定の結果の対象となります。

プロフェッショナル チーム(連絡先)

Agus Zanwar

Tel: +62 21 5289 5583
agus.zanwar@id.ey.com

Ben Koesmoeljana

Tel: +62 21 5289 5030
ben.koesmoeljana@id.ey.com

Dodi Suryadarma

Tel: +62 21 5289 5236
dodi.suryadarma@id.ey.com

Iman Santoso

Tel: +62 215289 5250
iman.santoso@id.ey.com

Ismail Tamsir

Tel: +62 21 5289 5586
ismail.tamsir@id.ey.com

Kartina Indriyani

Tel: +62 21 5289 5240
kartina.indriyani@id.ey.com

Lam Prasetya Halim

Tel: +62 21 5289 5591
prasetya.h.lam@id.ey.com

Nathanael Albert

Tel: +62 21 5289 5265
nathanael.albert@id.ey.com

Peter Ng

Tel: +62 21 5289 5228
peter.ng@id.ey.com

Rachmanto Surahmat

Tel: +62 21 5289 5587
rachmanto.surahmat@id.ey.com

Robert Darmadi

Tel: +62 21 5289 5004
robert.darmadi@id.ey.com

Sandra Bowman

Tel: +62 21 5289 5029
sandra.bowman@id.ey.com

Elly Djoenaidi

Tel: +62 21 5289 5590
elly.djoenaidi@id.ey.com

Santoso Goentoro

Tel: +62 21 5289 5584
santoso.goentoro@id.ey.com

Yudie Paimanta

Tel: +62 21 5289 5585
yudie.paimanta@id.ey.com

Henry Tambingon

Tel: +62 21 5289 5003
henry.tambingon@id.ey.com

スラバヤ事務所の連絡先

Bambang Suprijanto

Tel: +62 31 532 5577
bambang.suprijanto@id.ey.com

日系担当 (JBS)

Sachiko Hamada (濱田幸子)

Tel: +62 21 5289 5015
sachiko.hamada@id.ey.com

事務所

ジャカルタ事務所

Jakarta Stock Exchange Building
Tower 1, 14th Floor
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Tel: +62 21 5289 5000

スラバヤ事務所

Plaza BRI, 9th Floor
Jl. Basuki Rahmat 122
Surabaya 60271
Tel: +62 31 535 0409
Fax: +62 31 532 7700